

「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」 開催要領

1. 開催趣旨

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、避難指示等の出た福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成27年7月、30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめた。

本提言において、「今後、国、県その他関係機関がよく連携し、市町村の意見を踏まえつつ、将来像の個別具体化・実現に向けて速やかに取り組み、そのための取組体制の構築を検討すべき」とされた。

このため、提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて、進捗管理を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 提言の主要個別項目についての進捗管理
- (2) その他

3. 会議の構成

共同議長	復興庁統括官、福島県副知事
アドバイザー	有識者（必要に応じ参加）
メンバー	復興庁、関係省庁 福島県庁 12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）
説明者	個別項目の検討・実施主体（関係省庁、福島県庁関係部局等）
共同事務局	復興庁、福島県

4. 議事の公開等

- (1) 議事は原則公開とし、会議終了後、速やかに議事要旨を公開する。ただし、公開することにより、会議の出席者の自由闊達な意見交換の妨げになるおそれがある場合その他共同議長が必要と認める場合については、議事及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (2) 会議の配布資料については、原則公開とする。ただし、資料又は議事録（議事要旨）に企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合には、非公開とする。